

# 深川市農業委員会総会議事録

## ( 第 4 回 )

令和5年7月20日

開 会 8 時 4 5 分

閉 会 9 時 4 7 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	五十嵐 剛	○	
2	清水 正勝	○	
3	山崎 和徹		○
4	富川 裕一	○	
5	廣田 和也	○	
6	近藤 洋介	○	
7	青木 実	○	
8	大森 毅英	○	
9	吉川 永充	○	
10	木根 和美	○	
11	増田 貴志	○	
12	光富 靖展	○	
13	大谷内 清	○	
14	荒井 優	○	
15	板垣 昭仁	○	
16	菊入 等	○	
17	尾崎 成宣	○	
18	馬木 逸男	○	
19	水野 静也	○	
20	山川 功	○	
21	高橋 淳一	○	
22	栗野 良寛	○	
23	佐々木 弘昭	○	
24	塩尻 総徳	○	
25	下坂 多伊子	○	
26	中川 幸生	○	
27	宮武 努	○	

## 第4回深川市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月20日（木）8時45分
- 2 開催場所 市役所大会議室
- 3 出席委員 栗野 良寛委員 外25名
- 4 説明員  
(1) 市長部局 田中市長・香川経済・地域振興部長・西川農政課長・美口農政課主幹・河崎農政係長・山本農産係長  
(2) 農業委員会事務局 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・佐藤主任・成田主事補
- 5 書記 佐藤主任

(総会開会前に田中市長から農業委員全員に辞令の交付を行った。)

西川農政課長

開会宣言（8時45分）

ただいまから、深川市農業委員会総会を開会します。

はじめに、6年以上農業委員会委員として市の農業振興にご尽力をいただき、このたび、任期満了により退任されました方へ、田中市長より感謝状を贈呈いたします。お名前をお呼びしますので、その場でご起立願います。

(田中市長から、伊藤裕美氏、大川広志氏、荒井政明氏、に感謝状を贈呈)

西川農政課長

本日、ご都合により欠席されました鈴木陽志様、安村一稔様、金谷道宏様、清水義博様、山田正信様につきましては、後日、感謝状をお届けさせていただきます。

それでは、退任されました委員を代表して、荒井政明様よりご挨拶をいただきます。

荒井政明氏

皆さん、おはようございます。総会の貴重な時間をいただき、農業委員を退任するに当たりまして、一言申し上げたいと思います。

今程、田中市長様から感謝状をいただきまして、これで3期9年の農業委員としての任を務め終わったかなと実感しているところです。その間、法の改正が行われ、研修会などで勉強したり、自分で調べたり、事務局と相談したりと常に勉強していた9年間だったかなと思います。また、田中市長様には様々なご要望を聞いていただきありがとうございます。今後ともよろしく願います。3期目は、会長職務代理者として業務をさせていただきましたけれど、新型コロナウイルス感染症の流行で、会議の中止やリモート開催などで出席できないことが続きましたが、皆様のご協力をいただき自分なりにはやり遂げられたかなと思っております。今回新たに農業委員として業務に当たられる方々も、農家戸数の減少や後継者の問題などで悩むこともあるかと思いますが、農地の集積や集約等では先輩委員と相談しながら、農業委員としての務めを果たしてもらいたいと思います。最後に皆様のご活躍と9年間お世話になったことについてお礼を申し上げ挨拶に代えたいと思います。本当にありがとうございました。

西川農政課長

ありがとうございました。続きまして、田中市長よりご挨拶を申し上げます。

田中市長

おはようございます。只今紹介の有りまして、深川市長の田中です。日頃から深川市の農業行政推進にあたりまして皆様に大変ご尽力賜っていることに対して、心から感謝申し上げます。また最近は大変暑い日が続いており、麦刈りも始まる大変お忙しい中、このように農業委員さんに集まっての開催ということで心からの感謝を申し上げたいと思います。

そして本日は、3名の方に感謝状を贈呈させていただきました。今回は11名の方が退任さ

	<p>れるということで、この間の農業委員会委員としてのご尽力に改めて感謝を申し上げたいと思いますし、今後は立場が違えども農業と農業委員会の発展にご尽力いただければと思います。また、農業委員会等に関する法律に基づきまして、先日の深川市議会定例会の中で、新たな27名の農業委員さんの選任同意をいただきまして、本日その任命をさせていただきました。これから3年間という任期ですが、是非皆さんのご尽力をお願いしたいと思います。当市の農業行政において、後継者不足というのは今荒井様からお話がありましたように、大きな課題でありまして、農家戸数が減ることにもなっております。そのような中で、農地の流動化や農地の引き受け手をしっかりと確保し農地を荒廃させない、そういった取り組みが農業委員さんの両肩に重くのしかかっている訳ですが、深川市の素晴らしい農業を発展させ引きついでいくためにも、皆さんのご活躍が大切だと思っております。また農業委員会は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農事調停やあっせん業務、遊休農地発生防止のための農地利用状況調査、所謂農地パトロール等の優良農地確保対策、更に新規就農者等新たに農業経営を営もうとするものの参入促進など、本市の農業発展に欠かすことのできない、重大な任務だと認識しております。今回委員となられた皆様におきましては、くれぐれもお体にご留意のうえ、本市の農業発展にご尽力賜りますよう心からお願いを申し上げます、本総会に置きます私からの挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。</p>
西川農政課長	<p>ここで退任委員の皆様が退席されますので、拍手でお送り願います。 (退任委員が退席)</p>
西川農政課長	<p>続きまして、農業委員会委員の紹介を宮谷局長が行います。</p>
宮谷局長	<p>ご紹介を申し上げますので、お名前を呼ばれました委員はその場でご起立をお願いし、その後着席を願います。 (仮議席番号順に紹介) 以上27名、深川市農業委員会委員の紹介を終わります。</p>
西川農政課長	<p>続きまして、本日出席しております市長部局職員をご紹介いたします。 (経済・地域振興部長、農政課職員を紹介)</p>
西川農政課長	<p>次に、農業委員会事務局職員の紹介をいたします。</p>
宮谷局長	<p>農業委員会事務局職員の紹介をいたします。 (事務局職員を紹介)</p>
西川農政課長	<p>続きまして、臨時議長の選出を行います。 深川市農業委員会会議規則第4条第2項の規定により、大谷内委員を臨時議長に指名いたします。それでは、大谷内委員よろしくお願いたします。 (大谷内臨時議長 議長席へ移動)</p>
大谷内臨時議長	<p>ただいま指名をいただきました大谷内です。会議規則により私が臨時議長を行うことになりましたので、会長が決まりますまで臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。</p>
宮谷局長	<p>ここで臨時議長が決まりましたので、以後の進行につきましては農業委員会で執り行います。なお、ここで田中市長及び市長部局職員は退席されます。 (田中市長及び市長部局職員退席)</p>
大谷内臨時議長	<p>それでは、日程第1 仮議席の決定を行います。仮議席は、ただいま着席の席を議席として決定します。</p>

大谷内臨時議長	<p>日程第2 会長の互選について並びに日程第3 会長職務代理者の互選について、関連がございますので一括提案といたします。</p> <p>どのような方法で互選をしたら良いか、お諮りいたします。</p> <p>(清水委員 挙手)</p>
清水委員	<p>大谷内臨時議長より、各委員が営農されている市内の地区などにご配慮いただきながら5名の委員を指名していただき、その5名の委員を選考委員とし、会長及び会長職務代理者の選考をしていただいておりますでしょうか。</p>
大谷内臨時議長	<p>ただいま会長及び会長職務代理者の互選方法としての提案がありましたので、私が5名の委員を指名し、その5名の委員を選考委員として会長及び会長職務代理者の選考をするということで、異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
大谷内臨時議長	<p>異議なしということで採用いたします。</p> <p>それでは、私が5名を指名するまで、暫時休憩とします。</p> <p>(09:03休憩)</p> <p>(09:04再開)</p>
大谷内臨時議長	<p>議事を再開いたします。</p> <p>それでは、会長及び会長職務代理者を選考する選考委員を指名いたします。</p> <p>仮議席番号3番栗野委員、8番中川委員、14番高橋委員、20番廣田委員、24番尾崎委員、以上の5名です。ただいま指名しました5名の選考委員は、別室を用意しておりますので、そちらで選考委員会を開催していただきます。なお、事務局からは宮谷事務局長が同席します。その間、暫時休憩とします。</p> <p>(09:05休憩)</p> <p>(09:13再開)</p>
大谷内臨時議長	<p>それでは議事を再開いたします。</p> <p>選考委員長より報告をお願いいたします。</p>
中川委員	<p>選考委員となりました中川です。結果を報告いたします。</p> <p>選考委員会を開催し、まず、選考委員長の選任が議題となり、私、中川がその任にあたることになりました。次に、会長及び会長職務代理者の選任について議題とし、慎重審議の結果を発表させていただきますので、ご承認をいただきたくお願いを申し上げます。ご報告いたします。</p> <p>会長には仮議席番号9番菊入等委員、会長職務代理者には仮議席番号18番塩尻総徳委員をお願いしたいと存じます。以上です。</p>
大谷内臨時議長	<p>ただいま選考委員長より報告がありましたとおり、会長には仮議席番号9番菊入委員、会長職務代理者には仮議席番号18番塩尻委員を選任することで異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
大谷内臨時議長	<p>それでは全員のご賛同を得ましたので、会長には菊入委員、会長職務代理者には塩尻委員と決定いたしました。</p> <p>それでは会長が決定いたしましたので、深川市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により議長を菊入会長に交代いたします。スムーズな議事の進行につきまして委員の皆様のご協力大変ありがとうございました。</p>
宮谷局長	<p>大谷内委員大変ありがとうございました。</p> <p>それでは、新しく会長になられました菊入委員、会長職務代理者になられました塩尻委員は</p>

	<p>前の席にご移動をお願いいたします。</p>
宮谷局長	<p>それでは、菊入会長より就任に当たってのご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
菊入会長	<p>会長に就任しました菊入です。私は今回で5期目になります。会長職を2期務めましたので、3期目となります。塩尻職務代理者と共に、やって参りますので皆様のご協力を宜しく願います。</p>
宮谷局長	<p>続きまして、塩尻会長職務代理者より、ご挨拶をいただきたいと思います。</p>
塩尻会長職務代理者	<p>先程、会長職務代理者に就任しました塩尻と申します。何事についても経験不足でありますので、菊入会長をはじめ、委員の皆様、事務局の方の力も借りながら、会長職務代理者としての職務を進めて参りたいと思いますので、宜しく願います。</p>
宮谷局長	<p>これからの議事進行につきましては、深川市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして、会長が議長となり進行いたします。それでは菊入会長よろしく願います。</p>
菊入会長	<p>それでは会議を続行いたします。</p> <p>日程第4 議席の決定を議題とします。議席の決定は抽選により行います。</p> <p>これから事務局職員が抽選棒を持って回りますので、仮議席番号1番から順次、お引き願います。</p> <p>(仮議席番号順に順次抽選)</p>
菊入会長	<p>抽選が終わりましたので、議席の順番を事務局から発表いたします。</p>
宮谷局長	<p>～議席番号発表（議席については、総会出席者名簿のとおり）～</p>
菊入会長	<p>それでは、事務局から発表があったとおり議席を決定します。</p> <p>各委員は、それぞれの議席番号に名札と配付済資料も併せて、ご移動をお願いします。</p> <p>(決定した議席へ移動)</p>
菊入会長	<p>それでは議事を進めます、日程第5 議事録署名委員の指名を議題とします。</p> <p>1番五十嵐委員、2番清水委員を指名します。</p>
菊入会長	<p>続いて、日程第6 委員担当区域の指定を議題とします。事務局より説明願います。</p>
藤野係長	<p>農業委員会法第17条第6項において、第1項但し書の規定により推進委員を委嘱しないこととした農業委員会は、第6条第2項に規定する事務について、各委員が担当する区域を定めなければならないと規定されておりますので、別紙のとおり委員担当区域の指定をするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>事務局より説明がありましたとおり、委員担当区域の指定について異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは説明のとおり決定いたします。</p> <p>各委員におかれましては担当区域の農地について、利用の最適化にご尽力願います。</p>

菊入会長	続いて、日程第7 特別委員会委員の選任を議題とします。事務局より説明願います。
藤野係長	特別委員会委員の選任につきましては、深川市農業委員会会議規則第10条第2項において、特別委員会の委員は総会において選出し、その定数は会長が総会に諮って定めると規定されておりますので、本年度は別紙のとおり選任させていただきたいと思っております。なお、委員長の互選等につきましては、総会終了後に各委員会において決定させていただきたいと思っております。説明は以上です。
菊入会長	説明がありましたとおり、特別委員会委員の選任について異議ございませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは説明のとおり決定いたします。 総会終了後に各特別委員会を開催し、委員長及び委員長代理の互選等を行なってください。
菊入会長	続いて、日程第8 諸般報告、農業委員会業務報告を事務局長より報告します。
宮谷局長	それでは私から、6月28日の総会以降本日の総会前までの主な業務について、ご配布の業務報告書をもって報告に代えさせていただきます。
菊入会長	それでは続いて、日程第9 報告に入ります。 報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
佐藤主任	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は3件で、すべて、売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番が令和5年7月1日、番号2番と3番は令和5年7月10日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はございますか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは、なしということで報告第1号を承認いたします。 次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
佐藤主任	平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定及び、農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受領し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は4件で、1番・3番・4番が新法分、2番が旧法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はございますか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは、なしということで報告第2号を承認いたします。 次に、報告第3号 農業者年金特例付加年金裁定請求について、事務局より説明願います。
佐藤主任	独立行政法人農業者年金基金法施行規則(平成15年農林水産省令第95号)第15条の規

	<p>定に基づき、記載の方から特例付加年金の裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は1件です。受給権者の氏名、生年月日、基金への提出年月日、支給開始年月、農業廃止年月日等につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございますか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは、なしということで報告第3号を承認いたします。</p> <p>次に、報告第4号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
後藤次長	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をいたしましたのでご報告いたします。今月は3件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2—(1)—アの「法4条・法5条・法73条の許可があり、転用目的等が完了している場合。」に基づき、会長専決により「宅地」として交付しております。番号2番、3番は、ともに、農業委員会内規2—(1)—カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合」により、番号2番は、「原野」、番号3番は、「雑種地」として交付しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございますか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは、なしということで報告第4号を承認いたします。</p>
菊入会長	<p>続いて、日程第10 議案に入ります。</p> <p>初めに、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
佐藤主任	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は3件で、全て貸主が売買するための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、全て令和5年7月10日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございますか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>続いて議案第2号 買入協議の要請について、事務局より説明願います。</p>
佐藤主任	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第1項の申出に係るもののうち、同法第16条の規定による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。今月は2件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達</p>

	<p>等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この2件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございますか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>続いて議案第3号 農用地利用集積計画作成の要請について、事務局より説明願います。</p>
佐藤主任	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第15条第4項の規定に基づき、下記に係る農用地利用集積計画作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は2件で、番号1番が売買の案件、番号2番が賃貸借の案件です。番号1番は、貸付地を、借主に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号2番は、出し手が高齢により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は3年間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございますか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>質疑なしということで、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>異議なしと認め、議案第3号は 原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>本日の日程はすべて終了しましたので、農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 9時47分)</p>